様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事　◉ 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	明石市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.akashi.lg.jp/soumu/so_soumu_ka/mynumber/hyoukasho.html

執行機関名　明石市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和54年条例第16号)による母子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		明石市個人番号の利用に関する条例　別表第1第2項 明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和54年条例第16号)による母子家庭等医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年七月一日法律第百二十九号)第1条	明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和54年条例第16号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もつて母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第1条　この条例は、母子家庭の母及び児童、父子家庭の父及び児童並びにこれらの児童に準ずる児童に対し、医療費の一部を助成することにより、母子家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		明石市母子家庭等医療費の助成に関する条例(昭和54年条例第16号)